

労働環境報告書変更届（工事請負契約用）

件名

所在地

名称

代表者肩書・氏名

担当者氏名

連絡先電話

本件業務の履行にあたり、先に報告した事項について下記のとおり変更がありましたので、報告いたします。

記

1 賃金の変更

本件業務に従事する従業員で最も低い賃金単価

最も低い賃金単価：1日 円（職種：）
会社名（下請等を含む。）：
賃金を変更した日：

2 その他の変更

【記入にあたっての注意事項】

1 最低労働賃金単価

賃金単価については、本件に主として従事する従業員のみ（下請や孫請等を含む）とし、公共工事設計労務単価で区分される51職種に当たるものを対象とします。

労働賃金単価を1日あたりで計算し、その額と職種を記入してください。
職種は、該当するものを裏面「職種一覧表」から選んで記入してください。

(計算方法)

(1) 時間給の場合・・・時間給×所定労働時間8時間

(2) 日給の場合・・・日給を記入

(3) 月給の場合・・・以下により算出した額を、会社所定の1月の労働日数で割り、1日単位に換算して記入

基本給相当額 + 基準内手当 + 臨時の給与 + 実物給与

| | 内容 |
|--------|------------------------|
| 基本給相当額 | |
| 基準内手当 | 通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当 |
| 臨時の給与 | 賞与等 |
| 実物給与 | 食事の支給等 |

(記入例)

最も低い賃金単価 : 1日 15,000円(職種:普通作業員)
会社名(下請を含む.): 株式会社

職 種 一 覧 表

| | | | | | |
|----|---------|----|---------|----|---------|
| 01 | 特殊作業員 | 18 | さく岩工 | 35 | 左官 |
| 02 | 普通作業員 | 19 | トンネル特殊工 | 36 | 配管工 |
| 03 | 軽作業員 | 20 | トンネル作業員 | 37 | はつり工 |
| 04 | 造園工 | 21 | トンネル世話役 | 38 | 防水工 |
| 05 | 法面工 | 22 | 橋りょう特殊工 | 39 | 板金工 |
| 06 | とび工 | 23 | 橋りょう塗装工 | 40 | タイル工 |
| 07 | 石工 | 24 | 橋りょう世話役 | 41 | サッシ工 |
| 08 | ブロック工 | 25 | 土木一般世話役 | 42 | 屋根ふき工 |
| 09 | 電工 | 26 | 高級船員 | 43 | 内装工 |
| 10 | 鉄筋工 | 27 | 普通船員 | 44 | ガラス工 |
| 11 | 鉄骨工 | 28 | 潜水士 | 45 | 建具工 |
| 12 | 塗装工 | 29 | 潜水連絡員 | 46 | ダクト工 |
| 13 | 溶接工 | 30 | 潜水送気員 | 47 | 保温工 |
| 14 | 運転手（特殊） | 31 | 山林砂防工 | 48 | 建築ブロック工 |
| 15 | 運転手（一般） | 32 | 軌道工 | 49 | 設備機械工 |
| 16 | 潜かん工 | 33 | 型わく工 | 50 | 交通誘導員 A |
| 17 | 潜かん世話役 | 34 | 大工 | 51 | 交通誘導員 B |

職種の定義は、国土交通省ホームページを参照してください。

本件に主として従事する従業員は、雇用形態を問わないものとし、会社役員、事務職員、現場代理人、監理技術者、主任技術者等は含まないものとします。

- 2 その他の変更
最も低い賃金単価以外の変更内容を記入してください。